

## り災証明書及び住家等被害認定調査について

### 1 概要

平成30年7月豪雨により被災した住家等の居住者又は所有者等からのり災証明書交付申請に基づき、内閣府の基準により被害の程度を認定する調査を実施しています。

その調査結果により、「全壊」「大規模半壊」「半壊」「一部損壊」の4区分で判定し、浸水状況に応じて「床上浸水」「床下浸水」を記載したり災証明書を交付しています。

### 2 り災証明書の交付申請から交付及び住家等被害認定調査の流れ



8:30~17:15 (土、日曜日及び祝日を除く)  
状況の分かる写真(現像済)

判定内容等に不服がある場合



発行済みのり災証明書は  
再調査申請時に回収します。

8:30~17:15 (土、日曜日及び祝日を除く)

※ り災証明書は、今後、生活支援を受けるために必要な証明書となります。被害の程度にかかわらず、住家等に被害を受けられた方は、お早めに交付申請をしてください。

### 3 リ災証明書交付スケジュール

平成30年7月～平成30年12月	平成31年1月末
申請受付・調査・交付	交付完了予定